

決議 14.6 (CoP16 で改正) * [仮訳]

海からの持ち込み

締約国会議の決定 13.18 に従い開催された海からの持ち込み問題に関する CITES ワークショップ（ジュネーブ、2005 年 11 月 30 日から 12 月 2 日）および締約国会議の決定 14.48 に従い開催された海からの持ち込みに関する常設委員会作業部会会議（ジュネーブ、2009 年 9 月 14 日～16 日）、および決定 14.48 に従い開催された海からの持ち込みに関する常設委員会作業部会会議（ベルゲン、2011 年 5 月 24～26 日、およびシェパースタウ、2012 年 4 月 24～26 日）が開催されたことを考慮に入れ、

「海からの持ち込み」は、条約第 1 条 e) 項で「いずれの国の管轄の下にもない海洋環境において捕獲され、又は採取された種の標本をいずれかの国へ輸送すること」と定義されていることを想起し、

条約の第 14 条 6 項で、「この条約のいかなる規定も、国際連合海洋法会議による海洋法の法典及び発展を妨げるものではなく」と規定されていることも想起し、

条約の第 3 条 5 項で附属書 I、第 4 条 6 項並びに 7 項で附属書 II に掲げる種の標本の海からの持ち込みを規制する枠組みが規定されていることもさらに想起し、

「持ち込みがなされる国」が条約で定義されておらず、第 3 条 5 項、第 4 条 6 項、第 14 条 5 項で、持ち込みがなされる国に対して特定の義務が課されていることに留意し、

いずれの国の管轄の下にもない海洋環境で採取された標本に関する条約の規定を支持し、遵守するような方法で諸国が協力することを願い、

海からの持ち込みの証明書およびいずれの国の管轄の下にもない海洋環境で採取された標本に関する輸出並びに輸入許可書を発給するにあたり、国が関連する地域漁業管理機関および協定（RFMO/A）と協議し、協力する必要性を認識し、

責任ある漁業を推進するための措置に関し、国際連合食糧農業機関を通じて成された進歩、特に 2001 年の「違法、無報告、無規制漁業を防止、抑止、排除するための FAO 国際行動計画」および 2009 年の「違法、無報告、無規制漁業を防止、抑止、排除するための寄港国措置に関する協定」の採択に留意し、

海から持ち込まれる標本に関する取引規制の標準的

施行を促進し、CITES 取引データの正確さを改善するために、いずれの国の管轄の下にもない海洋環境で採取された標本に関する条約の規定に関し、共通の理解が必要であることを認識し、

「海からの持ち込み」がこの条約独特のものであることをさらに認識し、かつ、いずれの国の管轄の下にもない海洋環境で採取された標本に関する条約の施行においてのみ、この決議が適用され、この文脈以外の締約国の権利または義務に影響を与えないことを確認し、

「海からの持ち込み」がこの条約独特のものであることをさらに認識し、かつ、いずれの国の管轄の下にもない海洋環境で採取された標本に関する条約の施行においてのみ、この決議が適用され、この文脈以外の締約国の権利または義務に影響を与えないことを確認し、

条約締約国会議は

「いずれの国の管轄の下にもない海洋環境」とは、国際連合海洋法会議に反映されている通り、国際法と一致する国の主権または国権の対象となる領域を越えた海域を意味することに合意し、

さらに次のとおりに合意する。

- a) 附属書 I または II に掲げる種の標本が、いずれの国の管轄の下にもない海洋環境において、ある国で登録された船舶により採取され、同じ国に輸送される場合は常に、第 3 条 5 項または第 4 条 6 項、7 項の規定を適用し、その国を持ち込みの国とする。
- b) 附属書 I または II に掲げる種の標本が、いずれの国の管轄の下にもない海洋環境において、ある国で登録された船舶により採取され、異なる国に輸送される場合は常に、第 3 条 2 項、3 項または第 4 条 2、3、4 項の規定を適用し、標本を採取した船舶が登録された国を輸出国とし、標本が輸送された国を輸入国とする。
- c) 次の条件に従う用船事業の場合
 - i) 関連する RFMO/A の用船事業に関する枠組みに従い、事業は船舶が登録された国と船を契約した国の間の協定書に従う。
 - ii) CITES 事務局はこの協定が有効になる前に通

* 第 15 回および第 16 回締約国会議で改正。

報を受け、CITES 事務局はこの協定を全締約国および関連する RFMO/A が入手できるようにする。

附属書 I または II に掲げる種の標本が、いずれの国の管轄の下にもない海洋環境において、ある国で登録され、別の国と用船契約した船舶により採取され、その用船契約した国に輸送される場合は常に、第 3 条 5 項若しくは第 4 条 6 項、7 項の規定、または第 3 条 2 項、3 項、若しくは第 4 条 2 項、3 項、4 項を適用できる。その場合、協定書で相互に合意し、船舶が登録された国を輸出国とするか、または用船契約した国を持ち込み国とする。

附属書 II に掲げる種の標本が、いずれの国の管轄の下にもない海洋環境において、ある国で登録され、別の国と用船契約した船舶により採取され、第 3 の国に輸送される場合は常に、第 4 条 2 項、3 項、4 項を適用する。この場合、船舶が登録された国を輸出国とみなし、この国による輸出許可書の発給は、用船契約した国との事前の協議および合意を条件とする。船舶が登録された国による許可を条件とし、その許可が上記 (i) 項に言及する協定書に明確に指定されている場合に、用船契約した国を輸出国とすることができる。

いずれの国の管轄の下にもない海洋環境において採取された附属書 I または II に掲げる種の標本の場合、条約の規定に従っていると納得するために、次のとお

りに勧告する。

- a) 持ち込み国は海からの持ち込みの証明書の発給の前に、
- b) 輸出国は輸出許可書の発給の前に、
- c) 輸入国は輸入許可書の発給の前に、または輸出許可書の提示を受けたときに、標本が以下のように取得され、陸揚げされたか、または取得され、陸揚げされるかを考慮に入れる。
 - i) 当該海洋種の保全および管理措置に関する他の協定、条約、合意に基づき適用される措置を含め、生きている海洋資源の保全および管理に関する国際法に基づき適用される措置と一致する方法による。
 - ii) 違法、無報告、無規制 (IUU) の漁業活動による。

附属書 II の標本の輸出の場合、輸出国の科学当局は、有害でないという判定を下すにあたり、他の国内科学当局または適宜、国際科学当局と協議するよう、さらに勧告する。

締約国は、いずれの国の管轄の下にもない海洋環境で採取された種の標本に関し、海からの持ち込みの証明書もしくは輸出許可書を発給するため、または係る証明書もしくは許可書の真正性および有効性を確認するために必要な情報の要求に対し、速やかに対応するよう勧告する。

付記 1 説明のための注記

いずれの国の管轄の下にもない海洋環境で採取された標本の海からの持ち込みおよび輸出 / 輸入 / 再輸出に関係する
施行に関わる問題の明確化

I. 海からの持ち込み 「さらに合意する」の a)

1. 海からの持ち込み (IFS) 証明書を発給する条件
 - 1.1. 持ち込み国の科学当局が、有害でないという判定 (NDF) を下すこと [第 3 条 5(a) 項、第 4 条 6(a) 項] (附属書 II の場合は、第 4 条 7 項の規定を追加)
 - 1.2. 生きている標本の場合
 - a) 附属書 I – 生きている標本について提案された受領者が、それを收容し、世話をするための適切な設備を備えていること [第 3 条 5(b) 項]
 - b) 附属書 II – 生きている標本が、傷を受け、健康を損ね、または虐待される危険性をできる限り小さくするような方法で取り扱われること [第 4 条 6(b) 項]
 - 1.3. 附属書 I の場合、標本が主として商業目的で使

用されないこと [第 3 条 5(c) 項]

2. 持ち込み国の管理当局が IFS 証明書を発給する。
3. 持ち込み国への輸送の前に IFS 証明書が発給される (第 3 条 5 項および第 4 条 6 項で、持ち込み国の管理当局から事前に証明書の発給を受けることが義務づけられている)。

注：海からの持ち込みは附属書 III の標本には適用されない。

II. IFS 後に行われる輸出 / 輸入 / 再輸出

この部分は、標本が輸出国の領域から輸出され、輸出が IFS 後に行われる場合に適用される。係る輸出は、いずれの輸出とも同じ規則および手続きに従うが、ただし、附属書 II の標本の輸出および輸入に関して第 14 条 4 項および 5 項で予測された場合については、条約

に従うことを示す証明書の発給のみが義務づけられる。

1. 輸出

1.1. 輸出許可書発給条件

1.1.1. 有害でないという判定を必要とする。この事例では、IFS 証明書の発給後に輸出が行われるため、輸出国の科学当局は、輸出に関する NDF を下すときに、その IFS に関する NDF を考慮に入れる。

1.1.2. 海から持ち込まれた標本を輸出するには、輸出許可書発給条件として、合法的に取得したという判定（すなわち、標本は動植物の保護のための同国の法律に違反して取得されたものではないという判定）を必要とする [第 3 条 2 (b) 項および第 4 条 2 (b) 項]。

1.1.3. 附属書 I または II の種の生きている標本は、傷を受け、健康を損ね、または虐待される危険性をできる限り小さくするように準備し、輸送する [第 3 条 2 (c) 項および第 4 条 2 (c) 項]。

1.1.4. 附属書 I の種の場合、標本に対して輸入許可書が発給されていると輸出国の管理当局が納得すること [第 3 条 2(d) 項]。

1.2. 輸出国の管理当局が輸出許可書を発給する。

1.3. 輸出が行われる前に輸出許可書が発給される (第 3 条 2 項および第 4 条 2 項で、輸出許可書の事前の発給および提示が義務づけられている)。

1.4. 輸出許可書は 6 カ月間有効であるが、各積荷に対して輸出許可書が発給される (第 6 条 2 項)。

2. 輸入

2.1. 附属書 I の種のみの場合の輸入許可書発給条件

a) 輸入国の科学当局による NDF [第 3 条 3 (a) 項]。

b) 生きている標本について提案された受領者が、それを収容し、世話をするための適切な設備を備えていること [第 3 条 3 (b) 項]。

c) 標本が主として商業目的で使用されないこと [第 3 条 3 (c) 項]。

2.2. 輸出が行われる前に輸出許可書が発給される (第 3 条 3 項で、輸入許可書および輸出許可書もしくは再輸出証明書の事前の発給および提示が義務づけられている)。

2.3. 附属書 II の種の標本の場合、輸入には輸出許可書または再輸出証明書の事前の提示を必要とする (第 4 条 4 項)。

3. 再輸出

3.1. 附属書 I および附属書 II の種の場合の再輸出証明書発給条件

a) 標本は条約に従い輸入された [第 3 条 4 (a) 項および第 4 条 5 (a) 項]。

b) 生きている標本は、傷を受け、健康を損ね、または虐待される危険性をできる限り小さくするように準備し、輸送する [第 3 条 4 (b) 項および第 4 条 5 (b) 項]。

c) 附属書 I の種の標本の場合のみ、輸入許可書が発給されていること [第 3 条 4 (c) 項]。

3.2. 再輸出が行われる前に再輸出証明書が発給される (第 3 条 4 項および第 4 条 5 項で、再輸出証明書の事前の発給および提示が義務づけられている)。

III. IFS 後に行われたい輸出 / 輸入 / 再輸出 [「さらに勧告する」の b) 項]

1. 輸出

1.1. 輸出許可書発給条件

1.1.1. 輸出国の科学当局による NDF [第 3 条 2 (a) 項および第 4 条 2 (a) 項]。附属書 II の標本の輸出の場合、輸出国の科学当局は、有害でないという判定を下すにあたり、他の国内科学当局または適宜、国際科学当局と協議するよう勧告されている。

1.1.2. 輸出許可書を発給する前に、合法的に取得したという判定（すなわち、標本は動植物の保護のための同国の法律に違反して取得されたものではないという判定）を管理当局が下す [第 3 条 2 (b) 項および第 4 条 2 (b) 項]。

1.1.3. 附属書 I または II の種の生きている標本の場合、生きている標本が傷を受け、健康を損ね、または虐待される危険性をできる限り小さくするように準備し、輸送する [第 3 条 2(c) 項および第 4 条 2(c) 項]。

1.1.4. 附属書 I の種の場合、標本に対して輸入許可書が発給されていると輸出国の管理当局が納得すること [第 3 条 2(d) 項]。

1.2. 輸出国の管理当局が輸出許可書を発給する。

1.3. 輸出が行われる前に輸出許可書が発給される (第 3 条 2 項および第 4 条 2 項で、輸出許可書の事前の発給および提示が義務づけられている)。

1.4. 輸出許可書は 6 カ月間有効であるが、各積荷に対して輸出許可書が発給される (第 6 条 2 項)。

2. 輸入

- 2.1. 附属書 I の種の場合の輸入許可書発給条件
- a) 輸入国の科学当局による NDF（輸入を目的とする）[第 3 条 3(a) 項]。
 - b) 生きている標本について提案された受領者が、それを収容し、世話をするための適切な設備を備えていること [第 3 条 3(b) 項]。
 - c) 標本が主として商業目的で使用されないこと [第 3 条 3(c) 項]。
- 2.2. 輸出が行われる前に輸出許可書が発給される（第 3 条 3 項で、輸入許可書および輸出許可書もしくは再輸出証明書の事前の発給および提示が義務づけられている）。
- 2.3. 附属書 II の種の標本の場合、輸入には輸出許可書または再輸出証明書の事前の提示のみを必要とするが（第 4 条 4 項）、ただし、附属書 II の標本の輸出および輸入に関して第 14 条 4 項および 5 項で予測された場合については、条約に従うことを示す証明書の発給のみが義務づけられる。
3. 再輸出
- 3.1. 附属書 I および附属書 II の種の場合の再輸出証明書発給条件
- a) 標本は条約に従い輸入された [第 3 条 4(a) 項および第 4 条 5(a) 項]。

- b) 生きている標本は、傷を受け、健康を損ね、または虐待される危険性をできる限り小さくするように準備し、輸送する [第 3 条 4(b) 項および第 4 条 5(b) 項]。
 - c) 附属書 I の種の標本の場合のみ、輸入許可書が発給されていること [第 3 条 4(c) 項]。
- 3.2. 再輸出が行われる前に再輸出証明書が発給される（第 3 条 4 項および第 4 条 5 項で、再輸出証明書の事前の発給および提示が義務づけられている）。

IV. 積み替え

1. IFS の場合、積み替えは輸送手段としての役割のみを果たし、IFS と同じ考慮が適用される。この場合、積み替えの前に ISF 証明書が発給されるか、または、積み替えられた標本を受け取る船舶の船長が、IFS 証明書が発給済みであるか、または IFS が行われる前に発給されると確信できる証拠を取得する。
2. 輸出の場合、積み替えの前に輸出許可書が発給されるか、または、積み替えられた標本を受け取る船舶の船長が、輸出許可書が発給済みであるか、または輸入が行われる前に発給されると確信できる拠を取得する。 ■